

小田原市学校給食センター整備手法検討業務委託 仕様書

第1 総則

1 業務名

小田原市学校給食センター整備手法検討業務委託

2 業務目的

小田原市（以下「発注者」という。）では、老朽化の激しい小田原市学校給食センターの建替えを進めるため、その基本的な整備の方針について、令和元年8月に「小田原市学校給食センター整備基本構想」（以下「基本構想」という。）として策定した。

本業務は、小田原市学校給食センター（以下、「新センター」という。）の概要や事業の進め方を検討するとともに、効率的な施設整備と事業運営に向けて、民間資金等の活用による公共施設の整備等や経営ノウハウの活用について調査するほか、様々な整備手法を比較検討し、最適な事業方式の選定を目的とする。

3 適用

本仕様書（以下「仕様書」という。）は、本業務に適用するもので、業務の履行に当然必要でありながら明記されていない事項がある場合は、発注者と協議のうえ履行するものとする。

4 業務期間

契約締結日から令和2年7月31日まで

5 業務の実施

- (1) 現在の学校給食センターの現状、発注者の財政事情、諸調査を踏まえ、発注者の担当職員と十分協議を行い、実現性と市場性の高い内容とすること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守するとともに、発注者と常に密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者に業務計画書を提出すること。
- (4) 管理技術者と発注者の担当者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認すること。
- (5) 受注者は、本業務を遂行するにあたって、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、経験豊富かつ業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、正確丁寧にこれを行うこと。
- (6) 受注者は、技術的な中立性を保ちつつ、常に発注者の側に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務として本業務を実施するとともに、発注者との高い信頼関係を徹底すること。
- (7) 受注者は、業務の進捗状況を、発注者に定期的に報告を行うこと。
- (8) 協議内容については、受注者側で打合せ記録簿を簡潔に作成すること。
- (9) 受注者は、協議に用いた資料について、発注者に速やかにデータ送付を行うこと。
- (10) 本業務の一部を再委託する場合は、予め発注者の承諾を得ること。
ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、承諾を必要としない。
- (11) 受注者は、本事業全般に関わる発注者の業務支援者として、発注者の指示に基づき、本事業に係わる関係者との協議事項や質疑が行われた場合には、発注者に代わるものとして対応すること。この際、発注者は関係者に対し、受注者が発注者の業務支援者であること及びその役割を明らかにする。受注者は、発注者の業務支援者として公正で中立的な立場を厳に保持するものとする。
- (12) 本業務の実施により知り得た各種情報については、その取扱いを厳重に行い、第三者に漏洩することのないようにすること。
- (13) 業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。

第2 業務内容

1 基本事項の整理

現在の学校給食センターの現状を把握し、新センターの施設計画、運営計画、業務内容、事業スケジュール等の作成のための基本事項の整理を行う。

- (1) 建設予定地 小田原市成田 1111 番、成田 1112 番
- (2) 敷地面積 約 4,000 m²程度
- (3) 給食数 約 3,800 食/日程度
- (4) 供用開始 令和 6 年 9 月 (予定)
- (5) 用途地域 工業専用地域

2 基本仕様、基本性能及び基本計画の検討、整理、作成

基本構想に基づき、新センターに求められる機能を検討・整理し、事業費算出及び基本設計・実施設計の基礎となる施設のレイアウト図を作成する。併せて機能を盛り込んだセンターを稼働させるために必要な維持管理・運営業務についても検討・整理を行う。

上記の内容を基に、新センター整備基本計画を作成し、概算工事費及び維持管理費等を算定するための根拠とする。

なお、新センターの整備・運営にあたっては、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した高い衛生水準を確保することが整備基準となり、そこには、HACCP（ハサップ）※の概念が生かされており、衛生管理に関する考え方の基本とする。

※ハサップ：食品製造工程を科学的に分析し、危害発生を重点的に予防管理する安全・安心な食品づくりの手法である。学校給食の食材検収から保管、下処理、調理、配送、洗浄、消毒の処理過程毎に起こりえる危害（食中毒菌の繁殖、異物混入等）を分析し、予防管理点を決め、監視する。

3 最適事業方式の選定支援

(1) 事業方式の整理及び比較検討

公設公営方式（調理業務については委託）、公設民営方式、設計・施工一括発注方式（DB方式）、設計・施工・維持管理運営一括発注方式（DBO方式）及びその一括発注方式に民間資金を活用して事業を実施する方式（PFI方式：BTO、BOT他、リース方式）、デリバリー方式等により実施する場合の事業費、資金調達方法、整備スケジュール、事業範囲、事業期間、官民の役割分担及びリスク管理等について検討・比較を行い、本事業に適した事業方式の検討を行う。

なお、調達する資金については下記を検討するが、その他に有利な資金等があれば提案すること。

- ア 国庫補助金
学校施設環境改善交付金（学校給食施設）
- イ 地方債
学校教育施設等整備事業債

(2) 市況調査

前項に係る検討に関して、調理企業など民間事業者を対象とした調査を実施することにより、民間事業者の事業への参入可能性を把握すること。

また、本整備事業における付加事業についても、民間事業者に意見聴取すること。

<付加事業の例>

弁当の製造・販売、学校以外の施設等の配食サービス、給食以外の食品の加工施設等

(3) VFM（支払に対するサービスの価値）の算出

施設及び管理業務に係る基本計画に基づき、概算事業費の積算を行う。

算定の際の事業方式は、分離・分割発注方式（従来方式）によるものとし、ライフサイクルコストは 15 年分を算出する。積算した概算事業費は、実質的な予定価格または民間活力活用手法を検討する際

のVFM算定の根拠とし、発注者が前記3(1)の検討の結果を受け、事業方式を最終決定するのに必要となるVFMを試算・評価する。

4 事業スキームの詳細検討

(1) 3 最適事業方式の選定支援を踏まえ、発注者が決定した事業方式についてサービス対価の支払方法を整理した上で、事業スキームの詳細検討を行う。

(2) 事業費の算出

前項の検討結果を踏まえ、本事業の実施にあたり、必要となる事業費を算定する。

(3) 市場調査

前記4(1)で検討した事業スキームに関して、調理企業など民間事業者を対象とした調査を実施することにより、当該事業スキームにおける民間事業者の参入可能性を把握し、その意見を反映させ、精度を上げること。

また、本整備事業における付加事業についても、民間事業者に意見聴取すること。

5 報告書の作成

前項までに整理された内容について、発注者が決定した事業方式で発注する際の基礎となるようとりまとめ、報告書の作成を行う。

6 敷地調査業務

以下敷地調査業務を行う。なお、本業務については再委託を可とする。

(1) 敷地測量業務

本業務には境界確認作業は含まない。

ア 敷地の場所 小田原市成田 1111 番、成田 1112 番

イ 敷地面積 約4,000㎡

ウ 測量範囲 敷地内全域

(ア) 前面道路は道路反対側まで測量

(イ) 隣地建物外壁付近まで(隣地建物が敷地境界より1m以内の場合)

エ 測量内容

(ア) 敷地確定測量(小田原市公共基準点取付け)

a 敷地確定測量図(A1サイズ・原則1/250、A3サイズ・任意縮尺)作成

b 三斜求積による(座標一覧記載)

(イ) 現況測量

a 現況測量図(A1サイズ・原則1/250、A3サイズ・任意縮尺)作成

b 以下を測量対象とする

・現況建物外壁、塀、フェンス等、その他構築物

・敷地境界ポイント付近詳細

・隣地建物外壁位置(隣地境界、道路境界からのセットバック距離)

(隣地建物が敷地境界より1m以内の場合)

・道路幅員、歩道の状況、街頭、樹木等

・各種インフラ(電気・電話・上水・下水・ガス等)マンホール種別、位置、大きさ、深さ(台帳図から転写)、および引込位置等

・道路標識、トラフィックペイント(一方通行矢印等)

・KBMの設定(TP取付け)

(ウ) 高低測量

以下を測量し、現況図に記載

- a 敷地内は外周部 5 m 毎程度、内部 15 点程度、及び変化点において高さを測量
- b 道路中心の高さ (5 m 毎程度)
- c 歩道高さ (5 m 毎程度、道路境界での段差があれば段差寸法)
- d 敷地境界付近段差の有無

(エ) 真北、緯度経度測量

- a 行政協議、近隣説明等に使用する日影図作成のための真北、緯度経度測定を行う
- b 各図面に真北記載 (方向、境界線との角度)

(オ) 道路埋設物台帳調査

- a 埋設物台帳調査 (電気・電話・上水・下水・ガス)

オ その他

敷地内に境界用の杭 (アルミ鋸) を 2 か所取り付け

※具体的な取り付け箇所は、別途、発注者立会いのもと確認

(2) 地質調査業務

- ア 敷地の場所 小田原市成田 1111 番、成田 1112 番
- イ 敷地面積 約 4,000 m² (矩形 約 48m × 約 85m)
- ウ 建物規模 鉄骨造 2 階建て / 直接基礎想定
- エ 調査概要 ボーリング及び土質試験
- オ 内 容

(ア) 調査種類及び箇所数

- ・埋設物の試掘 (1.5m 程度、4 か所)
- ・ボーリング (20m 程度 : 1 か所、10m 程度 : 3 か所) ⇒ 標準貫入試験 (孔内水位測定含む)

(イ) 孔内水平載荷試験 : 無 (直接基礎のため)

(ウ) 乱れの少ない資料採取 (別孔) . . . GL-9m、14m (近隣データよりシルト層想定)

(エ) 室内土質試験

- ・物理試験
 - 土粒子の密度試験
 - 土の含水比試験
 - 土の粒度試験
 - 土の液性限界・塑性限界試験
 - 土の湿潤密度試験
- ・力学試験
 - 土の一軸圧縮試験
 - 土の三軸圧縮 (UU) 試験
 - 土の圧密試験
- ・地震時の地盤の液状化検討
 - 土の含水比試験
 - 土の粒度試験
 - 土の液性限界・塑性限界試験

カ その他

- ・現況一部建物有、ボーリングの設置にあたってはアスファルトまたはコンクリート舗装の剥がし作業等を見込む。また、現況復旧も含む。
- ・近隣データ / 平成 16 年度 緊急地方道路 (街路) 整備工事 (県単) その 1
都市計画道路 穴部国府津線 小田原成田地内 ボーリング No.1

第3 その他

1 成果物

(1) 全般

- ア 報告書（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本） 10部
- イ 報告書概要版（同上：報告書を要約したもの） 10部
- ウ 各種資料・図面等（電子データ、紙ベース） 一式

- ※1 成果物の名称や内容は、発注者と受注者との事前協議により詳細を決定すること。
- ※2 綴りは製本せず、着脱可能な厚型ファイルを使用すること。
- ※3 綴りは適宜分冊し、背表紙及びインデックスを用いて解りやすくまとめること。
- ※4 電子データは、CD-R 又は DVD-Rで、2部（正・副とし、それぞれケースに収納）とすること。
- ※5 施設のレイアウト図については、A3サイズ・1/200で作成すること。

(2) 敷地測量業務（「第2 業務内容 6 敷地調査業務」関係）

- ア 紙面各2部
- イ 座標データ、CADデータ（DWG形式）
- ウ 民境界、官境界との整合性の確認資料（公図/測定ポイントの写真等）

- ※1 土地の登記、売買及び建築設計に使用可能な資料とすること。
- ※2 電子データは、CD-R 又は DVD-Rで、2部（正・副とし、それぞれケースに収納）とする。

(3) 地質調査業務（「第2 業務内容 6 敷地調査業務」関係）

- ア 報告書3部及び報告書pdf（CD-R）、資料標本箱

- ※ 電子データは、CD-R 又は DVD-Rで、2部（正・副とし、それぞれケースに収納）とする。

(4) 作業日報

2 検査

本業務は、発注者の検査報告後、成果物一式を納品し、業務の完了とする。

なお、納品後の成果物に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

3 著作権

- (1) 受注者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。
- (2) 本業務の成果物の著作権及び所有権は、納入時に発注者に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、著作権法第21条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に規定する権利も市に移転し、受注者に留保されないものとする。

4 発注者のスケジュール

本業務に係るスケジュールは、以下を予定している。

- 令和2年2月下旬 業務委託契約
- 令和2年5月初旬 事業方式検討資料提出（教育委員会内で検討開始）
- 令和2年5月下旬 発注者による事業方式の決定
- 令和2年7月中を予定 事業方式決定について市議会報告

- ※上記スケジュールを踏まえ、業務の工程について業務提案書に反映させること。